平成24年第1回臨時会会議録

平成24年 第1回菊池市議会臨時会会期日程表(会期1日間)

月 日	曜日	区分	日 程
11月19日	月	本会議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 陳情第4号 泗水町の独立を求める要望書の審 査特別委員長報告・質疑・討論・採決 閉会宣告

# 平成24年 第1回菊池市議会臨時会会議録(目次)

1 1	月19日(	月曜日)	本会議	頁
1.	議事日程第	第1号		7
2.	本日の会議	義に付した	_事件	7
3.	出席議員日	氏名		7
4.	欠席議員日	氏名		8
5.	説明のため	り出席した	_者の職氏名	8
6.	事務局職員	員出席者…		8
8.	開 議			10
9.	日程第1	会議録署	<sup>暑</sup> 名議員の指名	10
10.	日程第2	会期の決	·定······	10
11.	日程第3	陳情第4	1号 泗水町の独立を求める審査特別委員会の報告・質	疑•
		討論・採	《決	10
12.	閉会			33

第 1 号

11月19日

## 平成24年第1回菊池市議会臨時会

## 議事日程 第1号

平成24年11月19日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 陳情第4号 泗水町の独立を求める審査特別委員会の報告 質疑・討論・採決

<del>-----</del>

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 陳情第4号 泗水町の独立を求める審査特別委員会の報告 質疑・討論・採決

<del>-----</del>0

#### 出席議員(23名)

1番 工藤圭一郎君 2番 城 典 臣 君 3番 大 賀 慶 一 君 4番 岡崎俊裕君 水上彰澄君 5番 東 英俊君 6番 東 裕 人 君 7番 8番 泉田 栄一朗 君 9番 森 清孝君 中 原 繁 君 10番 11番 樋口正博君 二ノ文 伸 元 君 12番 中山繁雄君 13番 14番 怒留湯 健 蓉 さん 15番 坂本昭信君 16番 隈 部 忠 宗 君

17番 葛 原 勇次郎 君 18番 木 下 雄 君 19番 坂 井 正 次 君 20番 博 森 隆 君 21番 瀬 義 君 山 也 22番 境 和 則 君 23番 北 田 彰 君

欠席議員(なし)

# 説明のため出席した者

市 長 村  $\equiv$ 男 君 福 副 市 長 永 田 明 紘 君 総務企画部長 野 П 祐 成 君 市民環境部長 下 田 俊 君 健康福祉部長 本 誠 君 宮 経 済 部 長 野 平 或 臣 君 浩 建設部長 松 野 君 \_ 総務企画部統括審議員 西 浦 義 君 七城総合支所長 雲 田 哲 昭 君 旭志総合支所長 上 菊 君 水 也 泗水総合支所長 松 出 千 利 君 財 政 課 長 Ш 小 秀 臣 君 総務課長兼選挙 藤 本 辰 広 君 管理委員会事務局長 市長公室長 슷 坂 康 雄 君 教 育 長 倉 原 久 義 君 教育部長 原 誠 也 君 農業委員会事務局長 中 村 鉄 男 君 水 道 局 長 原 和 徳 君 監查事務局長 大 塚 茂 幸 君

## 事務局職員出席者

事務局長城 主 一 君議事課長宮川啓子さん

\_\_\_\_\_

# 議事課課長補佐 德永裕治君

〇議長(山瀬義也君) 全員、起立をお願いします。 (全員起立) おはようございます。 着席をお願いします。 \_\_\_\_ 午前10時00分 開会 〇議長(山瀬義也君) ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、 ただいまから平成24年第1回菊池市議会臨時会を開会します。 \_\_\_\_\_ 午前10時00分 開議 ○議長(山瀬義也君) これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 \_\_\_\_\_ 日程第1 会議録署名議員の指名 ○議長(山瀬義也君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員 は会議規則第81条の規定により、東裕人君及び泉田栄一朗君を指名します。 \_\_\_\_\_ 日程第2 会期の決定 **〇議長(山瀬義也君)** 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、 本日1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(山瀬義也君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定し

ました。

\_\_\_\_\_

#### 日程第3 陳情第4号 泗水町の独立を求める審査特別委員会の報告

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第3、陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書に ついてを議題とします。この件については、本年9月21日に議長を除く全議員で 構成する特別委員会を設置し、審査を行ってきたものです。審査結果の報告が提出 されましたので、本件について特別委員会の報告を求めます。陳情第4号、泗水町 の独立を求める要望書の審査特別委員長、東英俊君。

「登壇〕

**〇泗水町の独立を求める審査特別委員長(東 英俊君)** おはようございます。陳情第 4号、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会委員長の報告をいたします。

当委員会に付託されました陳情第4号「泗水町の独立を求める要望書」について 慎重に審議をいたしましたので、その審査の経過と結果の主なものについてご報告 したいと思いますが、その前に、この審査特別委員会が設置された経緯について整 理し、報告しておきたいと思います。

この特別委員会が設置された経緯については、前回の9月定例議会の最終日前日に議長あてに出された要望書であり、9月議会の最終日の本会議前の議会運営委員会で、この要望書の審査特別委員会の設置を協議し、賛成多数で了承し、本会議において山瀬議長が諮られ、賛成多数で設置、付託、閉会中の継続審査が可決され、議長を除く全議員を構成メンバーとする特別委員会ができたものであることを報告しておきます。

この特別委員会において、4回の審議を行いました。

第1回目の特別委員会で、まず事務局による陳情書の朗読、そして陳情書提出までの経緯の確認、その後、質疑という形で審議に入りました。今回、議会に提出された陳情書は、会長以下、副会長7名の連名で提出され、内容は以下のとおりでありました。

読み上げます。

平成17年3月22日に新菊池市が誕生し7年が経過しました。その間、市民の融和を礎に新菊池市の発展を期待してきましたが、価値観・思考・行動傾向・歴史等の基本的な項目において、お互いに受け入れ難い相違点があることがわかりました。このような状態では新菊池市の発展はおろか泗水町の将来さえ危倶されます。私どもは、お互いに信じる道を進むことが最良の方法と考え、苦渋の判断として「泗水町の独立」を要望することとしました。

つきましては、地方自治法第7条により市長提案の「泗水町の分立」の議案を1 2月議会にて慎重に審議の上、可決いただきますよう要望いたします。

といった要望書であります。

次に、委員会の確認事項としての陳情書が提出されるまでの経緯については、そもそもの独立運動の発端は庁舎問題からであったかと思われ、その点から、昨年、平成23年11月24日開催の第5回臨時会で、庁舎等基本構想・基本計画の策定費約1,987万円が上程され、本議会において可決をされました。次に、本年1月18日、泗水をよくする会は独立を求める署名活動を行うことを決定されました。新聞報道によりますと、昨年12月2日現在の泗水町有権者1万1,963人のうち3分の2を超えることが目標ということでありました。これを受け、本年1月25日には、19名の議員の連名で議会報告会の申し入れを議長がよくする会の会長あてに渡され、1月29日には泗水町をよくする会の決起集会、2月16日には、先

ほどの議会報告会開催の申し入れに対して、議会報告会の開催については断るという回答をいただいております。その内容としては、庁舎建設方針決議に反対するものではなく、泗水町の独立のみを要望するというものでした。

この方針の変化を受け、2月23日に議会有志19名により会長に公開質問状を提出したが回答は得られず。その後の様々な動きの中で、7月には署名簿を提出すると表明され、今回の9月20日の日に、市長に対しては署名簿、議会に対しては陳情書の提出となったものであり、この一連の流れが陳情書提出までの経緯であります。

この後、委員から、市長に出された署名簿の精査の結果を報告していただきたい との質疑に対して、執行部より、まず閲覧については、特別委員会から閲覧の申し 入れがあった場合は可能であると、よくする会の会長の許可を得ているという報告 をした上で、名簿総数6,842人。その内訳として、20歳以上6,432人、未 成年者96人、菊池市内で泗水以外の方が7人、菊池市以外の方が36人、重複し ている方が250人、署名を集められた期間内で死亡されている方が20人、本年 1月のよくする会の決起集会前に死亡されていた方が1名で、単純に泗水地区在住 の方とすると、20歳以上6,432人と未成年者96人を合わせた6,528人と いう数字を報告されました。今回の選挙人名簿、平成24年9月2日現在、泗水地 区の選挙人名簿登録者数が1万1,992人で、二十歳以上を単純に割ると53. 6%となるが、参考までに二十歳以上の数6,432人のうち代筆者数が1,128 人いるので、自書の署名として考えてみると、先ほどの53.6%は44.2%とな る。また参考までに、泗水地区全住民としてはどうかということで見てみると、平 成24年8月31日現在の住民基本台帳数が1万4,963人。この数字で二十歳以 上と未成年者を足した6,528人を割ると43.6%となる。一応分析としては、 未成年者の内訳では、0歳児3名、1歳児2名、2歳児6名というふうに5歳区切 りで見てみると、0歳から5歳までが20名、6歳から10歳までが14名、11 歳から15歳までが26名、16歳から19歳までが36名となっておるとの分析 結果の報告がありました。

委員より、手続きの問題で、通常こういう要望・陳情及び請願については、定例会の一週間前の議会運営委員会の前日までが締め切りになっているんだけれども、なぜ9月20日に提出されたのか。それと提出のあり方で、憲法第16条の請願権に関する条文には、何人も平穏に請願をする権利を有するとあるが、この陳情が平穏に出されたものかという質疑に対して、議会事務局より、まず9月20日になぜ提出されたのかを私どもに聞かれても返答はできかねるが、よくする会は9月議会には提出したというものは形は残ったものと思っております。それから、議会は、

閉会中の継続審査として特別委員会を設置されましたことは、何ら特別に違法でもない。それと、会議規則にもあるように、陳情書は請願と同じ取り扱いで平穏に提出しなければならないと規定されている。通常は議長室において受け取るが、この日は40名の方が来られたということで、陳情書も40名の連名で出されるという思いで大会議室に議長は出向いて来られ、受け取られた。結果的には、陳情の提出者は8名であった。

委員より、市長に出された署名簿について、死亡された方の名前があること、未成年者の取り扱い、重複者をどう考えるかとの質疑に対して、執行部より、顧問弁護士の方に相談した結果、死亡者の取り扱いについては少なくとも要望書あるいは署名簿が提出された時期には、生存する市民である必要がある。また、未成年者の取り扱いについては未成年者が署名をするのは妥当ではない。そして、重複者の署名は、その一方のみを署名とみなすべきとありました。

委員より、代筆者1,128人の取り扱いを執行部はどのように考えるかの質疑に対して、執行部より、本来、法に基づいた署名であれば、地方自治法に代筆の規定があり、体に故障がある方、それから文字等が書けない方が代筆の対象とありました。

委員より、署名簿に、名前の公表は求めないが、市職員や議員はいるのかの質疑に対して、署名簿が閲覧可能なため、各自で対応となり、議員については4名の議員本人の口から署名をしたとの発言がありました。

委員より、よくする会の本年1月の決起集会では、庁舎の位置問題からの独立運動だったと認識しているが、途中から庁舎問題が問題ではないとした、よくする会の運動の質の転換があった。これに関して、議長の方に特別な申し出があっておるならば説明をしていただきたいとの質疑に対して、議長より、この独立運動は当初は紛れもなく庁舎の問題からであったと認識をしている。議会、執行部が強引にやったということであったが、本来は全議員による庁舎等検討特別委員会を設置し、様々な議論を重ねて、議会で可決された問題であるといった流れの説明、議会報告会を断られてきた。運動の質の転換に関してはわかりかねるが、価値観、歴史観の違いということであるみたいなので、協議をして、話を聞いて、今後につなげたいとありました。

委員より、代筆の署名について、執行部は否定的な見方をされているが、筆跡鑑定までされるのか。このくらいの誤差や間違いを加味しての住民運動と捉えるべきではないかとの質疑に対して、執行部より、確かにこれは法に基づく署名ではないが、直接請求等の自治法で規定する署名については、基本的に自署。本人の意思表示と考えれば非常に重い。ただ、例外的に体が不自由で書けないとか、ごく限定的

に代筆を規定している。そこはしっかりと理解し、遵守すべきと考えている。

委員より、署名簿の精査結果の報告について、泗水の住民の思いを訴えたいということの署名なので、代筆の1,128人を引いて、自署のみの割合は44.2%に落ち込むというような提出の仕方は、報告はおかしくないかとの質疑に対して、執行部より、代筆についても弁護士に事前に協議をしており、表現の仕方については適切と考えるとの答弁がありました。

以上、入り口論の部分で大事な第1回目の特別委員会の審議を行いました。

第2回の特別委員会では、これだけの非常に重い問題なので、誰か一人は出席してもらえるものとの考えで、第1回目の特別委員会の最後に委員会の了承を得て、要望書を提出された8名の方々を参考人としてお呼びして、要望書の内容、独立に対する考え方を聞くとしておりましたが、参考人の方々の各諸事情で、一人の参加もなかったため、それも叶わず、これに関しては3回目の委員会で、といたしました。

また同時に、署名簿閲覧を踏まえた審議も行う予定だったのですが、急きょ閲覧可能とした署名簿が、よくする会の会長から閲覧拒否となった経緯を執行部から説明を受け、それに関与したとされる委員会の委員に対して、特別委員会の構成員でありながら、委員会では何も言わずに、後になってから委員会の調査に制限をかけるような電話をかけるのは、不当な介入と言われかねない。そういう事態と思われるがとの質疑に対して、その委員より、署名をしている職員の問題と言うわけではないが、泗水の住民として、その思いで書かれているわけですし、閲覧の方法とか、やり方とか、それに対して尋ねただけで、別に裏があったわけでも何もないという説明でした。

ということで、第2回目の特別委員会では、泗水独立の地区説明会において、よくする会の説明が間違っていたら困るから同行をしたとする署名をされた4名の議員さんから、どんな説明をしたのかを報告していただき、それに対して、委員の質疑を行い、説明を請うことで委員会の了解が得られ、それを行いました。署名された委員からの地区説明会での主な発言は、庁舎位置の変更における議会の状況や土地改良法、とりわけ創設換地のこと、土地改良法を利用すれば花房台に建設できること、合併までの経緯や市長も庁舎は花房台としていたが、唐突に凍結をしたこと、約束したことは守られるべきで、今の議会の議決方法や合併の経緯を知らない議員がいること等々であります。

委員からの質疑で、趣意書と泗水独立への理由という文書を入手したが、その中に、市長の独断で庁舎の位置を現本庁舎の位置に判断されたとあるが、これは正しいことではないと思う。また、その文書の2番目に、九州産廃との密約問題が書か

れているが、これも正しくないと思う。かなりの疑問点も見られる。地区説明会で使われたはずのこの文書を訂正される機会はあったのか。そのあたりを質されたのかの質疑に対して、署名した委員より、いろいろな内容については精査をしていないし、察知していない。ただ、合併後から凍結関係までの経緯を説明したとの答弁でした。

委員より、議員においての名前を入れた文書を内容的には合併前の元に戻ることを望む、署名をお願いする、としたものをされているが、これは、議会報告会ではなく、積極的に参加をして署名運動をしたということではないのか。また、選挙人名簿、有権者の閲覧はされたのかの質疑に対して、署名された委員より、参加して話していく中で考えるところが変化してきて、自分なりに詳しい説明ができるかなという思いで、電話番号まで書いて、そのチラシにあたった。選挙人名簿の閲覧はしていないとの答弁でした。

委員より、陳情書、要望書であれば、議員に配付のみという恐れもある。なぜ、 紹介議員となり要望書を請願にしなかったのかの質疑に対して、よくする会の人た ちに聞いていただきたい、そこまでは、把握していないとの答弁でした。

委員より、どうしたら、独立できるのか、その手続きは。それと、土地改良法の 創設換地による庁舎建設というのは、福村市長は、不安定な土地だからやっぱりで きないということだけれども、創設換地で基盤整備が許可されて、もう事業が確定 してても、それがすぐに工事を始めることはできないのかとの質疑に対して、執行 部より、分離と独立の手続きについては、市議会の議決を経た後、知事にその旨を 申請して、知事の申請に基づき県議会の議決を経て、総務大臣に届け出るという形 になる。分離については、まだ事例がないので、総務省からの特段の通知は当然な い。また、創設換地については事業主体と土地改良区及び地元市町村で三者協定を 結び、不換地なり特別換地なりの創設換地で、用地を捻出する方法だけれども、そ の協定の中で、地権者並びに権利者から疑義が生じた場合、市町村あるいは土地改 良区が調整を図らなければならない。いろいろな現象が生じやすく、庁舎建設につ いては事業額も大きい上に、その用地で全体的なものについては合意事項というこ とで同意をとるためには270件以上あったかと思われる。同意をとるのにも、時 間が相当かかる。また、高齢化が進む農業界で権利者が変わりやすいということ、 遺産相続等々において相続人がいないといった状況が発生しやすい、このような不 安定な用地の上に、数十億円の投資を、取得前に着工することは暴挙と考える。個 人の土地の権利、貸借権などが複雑に絡んでくるので、一つの法律においては良し としても、他の法律においては、これはアウトになるという要素があると判断し、 できないということを申し上げてきたとの答弁でありました。

第3回目の特別委員会は、第2回の委員会で行う予定だった陳情者の方々に要望書の中身の精査の為、参考人として出席していただき、要望書の内容説明、その後、質疑とし、審議を行いました。要望書の趣旨説明は、以下のとおりでありました。

新庁舎の位置の問題について、合併協議会で提案されましたこの件は、それぞれ 市町村で持ち帰って、議会の全員一致で承認されたと聞いている。合併するまで1 年あったが、その期間はなんの異議もなかった。合併して半年程度で新庁舎建設の 再検討の要望書が出された。その後、再検討の署名簿が提出された。なぜ合併後に 異議申し立てがされたのか、区長に説明がなかったと聞いたが、それが本当だとす ると、行政は説明をなぜしなかったのか。説明会に行くと区長さんから、初めから 花房に庁舎を建てる思いはなかったのではないかという意見を聞く。地域審議会に は結果のみの説明で、住民への説明もなかった。特例債の延長になったことも一切 触れていない、不利な説明はなされない、考え方の違いと考えられる。産廃問題も、 努力目標とはいえ、関係市町村に協議もなく約束する。新市の将来像さえはっきり しない。隈府中心とした物の考え方も感じる。今日までの行動を考えるときに、文 書には詳しく書けない、それでこのような要望書になった。署名閲覧の問題は、提 出後は提出先の自由判断であると理解をしていたので、許可をしていた。なぜ私に 伺いを立てられるのかと不思議に思っていた。しかし、議員さん方の知人、友人も おられるし、親戚や職員が署名されていると思うので、個人の保護情報があるので はないか。そういった人たちに圧力があるのではないか。署名簿が一人歩きしては 困ると考え、閲覧をしないようお願いしたということでした。

質疑の主なものは、委員より、これまで2回特別委員会を開いて、泗水の署名された議員にも質問したが、わからない、参考人に聞いてくれと言われたことについて質問するとした上で、9月20日提出、なぜ9月20日になったのかという質疑に対して、整理が終わった段階で提出したとご理解をしていだきたい、そういう答弁でありました。

委員より、泗水の議員さんが署名を集められていることは皆さんも知っていると 思うが、議員さん4名いるのに請願としなかったのはなぜかという質疑に対して、 なぜという意味はないという答弁でした。

委員より、この独立の運動が自主的に始まったのか、住民の発議で始まったのか、 事の発端が気になるので答えていただきたいとの質疑に、発議ではなく、気持ちが 盛り上がって大きな形になったものであるとの答弁がありました。

委員より、2月22日に議員の有志で公開質問状を出しているが答えがない。公開質問状で5点ほど出していますが、庁舎問題について、議会や執行部が質問していますが、拒否の回答と同時に、庁舎方針に反対するものではないとの返事があっ

てるが、これに関してはとの質疑に対して、公開質問状になぜ回答しなかったかということであるが、議員から一般市民への公開質問状というのは聞いたことがない。 19名の議員の中でも質問の項目も知らないと答えた人がいると聞いたし、回答できない項目もあったので回答しなかった。

委員より、よくする会の見解として、新庁舎建設に反対するものではありませんと回答されていますが、新庁舎問題はよくする会としてどういう見解なのかとの質疑に、市長の方から新庁舎の問題については新築をしないで改修をしますと新聞に載った。考え方は不変であると書いてあった。変わらないことに反対しても仕方ない。だから、庁舎について条件闘争はしない。あくまでも分立、独立の組織体である、どこの説明でもそのように行った。住民の決起大会においてもそのように説明をしているとの答弁でありました。

委員より、泗水は独立をしても財政に問題はないと地域で説明されていらっしゃいますが、その根拠は何かとの質疑に対して、事務局の方で試算したものを申し上げていた。総務省の数字から参考にした根拠のある数字である。住民に納得してもらうように、財政規模の同じような南関町のそこの数字を平成15年度、平成22年度と地方交付税の額と割合を出している。財政の不安を住民に払拭するために添付して署名活動を行った。いい加減な数字ではないとの答弁でありました。

委員より、国も県も独立の試算をしていない。署名を集める際に、地方自治法第7条第5項に基づいて独立をさせてほしいという署名だったと思うが、第7条第5項の財産・処分の協議で、協議の期間はどれくらい考えておられるのかとの質疑に、わからないとの答弁でありました。

委員より、説明をしながら署名をいただいたということであるが、0歳から5歳まで20名いるが、その方にはどのような説明をされたのかとの質疑に、そういうことは、中にはあったかと思うとの答弁でありました。

委員より、よくする会として、事前にチラシを配った上で、有権者に署名を求めてある。一般的に、本人が自署するのが基本と思う。いろんな理由で字が書けない人は代筆でも構わないと思う。その点どう考えるかとの質疑に、署名関係の質問だと思うが、1月から順次、署名をお願いして、最終的には9月の上旬までかかっている。説明は二十歳以上の有権者を基準にお願いしますということでお願いしている。趣意書でもお願いしているところ。期間が長くなっているので死亡や転出された方もおられる。反面、新成人や転入された方もおられる。そういう方から署名はもらっていない。こちらでは精査をしていないので、そういうケースもあると思う。法的根拠はない署名であるので、お互いの委任行為で結構かと思うし、有効であると解釈している。代筆もまた有効と認識をしているとの答弁でありました。

委員より、6,842名の署名を出されて、精査をした結果、約5,300人。泗水の有権者全体からすると44%、残りが56%でこちらの方が多い。この点をどう思うかとの質疑に、かかわりたくないという方が大半であるのではないかとの答弁でありました。

委員より、署名を書いた人に話をする機会があった。区長さんが来られると、名前を書かなければ仕方がないという事についてどう思われるかとの質疑に、基本的には納得して本人が署名されたということであれば、話はいろいろあると思うが、署名する人の意思で書かれたと判断をする。

また委員より、執行部に対して、地域審議会の様子を聞く限り、住民との意思の 疎通ができていないように感じられるがとの質疑に、議会の方よりも地域審議会に 説明するのが先ではないかと言われる。こちら側は、議会が優先と考えている。こ れが価値観の違いといわれる。地域審議会を開催してほしいと言わざるを得ないと の答弁であった。

そして、最後の4回目の特別委員会は、総括質疑として行いました。

その主なものは、分離したら起債の償還は市が行うのかとの質疑に、合併時は協議会で行った。おそらく協議会で協議することになるのではないか。はっきりしたところはわからない。

委員より、分離時、どういった協議があるのか、可能なのかとの質疑に対して、 合併時51項目を協議した。多分、市の判断になると思われるとの答弁でありました。

委員より、署名をされた委員に対して、独立しても財政上やっていけると説明している根拠は何かとの質疑に、財政課にお願いをして17年から22年度までの地方交付税の旧泗水町の交付税は確認をしている。合併後も泗水町は人口増加もしているし、税収面の増加もうかがえる。そういうことであれば、厳しくはならないという方向で説明はしている。詳しい数字的には説明は行っていないとの答弁でありました。

委員より、実際のところ、3回目の委員会で、よくする会の事務局の方の補助員 としての出席を叫ばれていたが、運動の責任者は一体誰なのかとの質疑に、会長で あるとの答弁がありました。

委員より、最後に市長に聞く。独立を認める議案は出すのかとの質疑に、6月定例会で独立運動に反対する陳情について全会一致で採択されたと思っているが、議会も慎重審議のための特別委員会の設置だと思う。合併の経緯から、全市的な立場で物事を判断しなければならないと考えている。その判断としては、泗水をよくする会の会長を初めとする役員の方々が、本特別委員会で述べられた要望の趣旨がは

たしてどういうものを考えておられるのか、なかなか判断しづらい部分もある。庁 舎の問題なのか、いや庁舎はもう関係ないということなのか。その辺がわかりにく いものがある。二点目に、この特別委員会の判断がどうなるのかということも非常 に関心を持っている。それは泗水の分離そのものに反対をされ、しかも全会一致で あったということからして、今回の特別委員会の判断はどうなるのか、これにも注 目をしている。三点目に、分立に向けた進め方がどうなって、これまでにないこと なので、そのようなことが可能であるのかといったものがあると思う。また、泗水 地域以外の方々、泗水地域においても、独立は反対だという方がおられるように、 全市的な立場において、住民の方々はどういう考えを持っておられるのか。泗水住 民のご意向が署名には表れていると思うが、以前から申し上げているように、法的 根拠に基づくものではないということで、全体から見れば一部の署名であると言わ ざるを得ない。市全体の民意ということでは捉えにくいものがあるいうことでござ いまして、今後のいろんな類似したものを考えるときに、間違いがないような方向 性というものを示していかなければならないと考える。そういう諸々のことを判断 し、議案提出という、非常に期待に沿うような方向性を示すのは非常に難しい状況 にあるとの市長答弁でした。

また委員より、市長の説明の中で、泗水の独立反対の陳情に対して、確かに全会 一致であったが、その中身については、新しい市になったから皆さんと仲良く新し い市をつくっていきましょう、というような中身であったから賛成をしたと認識し ている。市長が言ったことは、間違いではないのかとの質疑に、陳情書の中身は文 面からして独立に反対という陳情として受け止めている、また、いろんなことにつ いて議会に委ねているばっかりではないかということだったかと思うが、一方では、 市長が独断で独自にやってしまっているというのがよくする会の今までのご論調で はなかったのかなというふうに思う。相反する言葉で、どちらをとっていいのか、 会の趣旨もわかりにくいし、役員構成等々でだれが本当にリーダーをとなっている のか、事務局に聞かなければわからないとか、いろんなものを聞いていると、本当 の趣旨をわかっている人たちは誰なのかとわりづらい状況にあり、少なくとも私の 方は議会にお諮りしなければならないと考えている。要するに、首長の裁量の中に おいてできることは限られておりますから、それを超えるものについては議会にお 諮りするというのは当然である。その中で、議会の議決というものを受け止めなが ら、それに従った方向で行く。また、もしそれに相反するものがあるとすれば、皆 さん方に理解を求めて賛同をいただくということだから、すべてについて独断先行 的なものではないということであり、委ねてしまっているということでもないとの 市長答弁でありました。

審査の結果、以下のような討論がありました。

まず、原案に、反対の討論といたしまして、この1年間に及ぶ独立運動の実態も踏まえて、これまで開かれた特別委員会でわかったこととして、独立を推進してきた側が独立の苦渋の判断をいつ下したのかわからないとか、そもそも条文も知らないだとか、そういうことがわかった。わかったこととしては、財産処分の協議の期間とか、いつ独立するとかの目標とか、責任の所在というのもわかった。また、地域で説明をされている独立をした場合の財政試算とか、庁舎移転による新天地花房台の人口増の試算というものも、これは何ら公的なものではなく、議会も含めて検証されたものではない。一部の人の意見であることもわかり、つきつめていくと、この運動の中心はあくまで庁舎の位置の問題であることも明らかになった。この運動は新庁舎の位置の問題を発端にして、議会も市長も執行部も、うそばかり。話も聞くつもりもない、こうやって議論を拒み続けながら、1年近く一方的に憎しみや対立をあおり続けてきたものであって、これには同調することはできない。

また要望書にもあるが、その対立軸として価値観、思考、行動、歴史等の相違、 そういったものが挙げられているが、これは地域社会の成り立ちとか構成とか、そ もそもを考えない、一般的には、通用しない議論だと考える。さらに独立できなか った後の事態については、後はわからないとか、会長さんも「そのときに考える」 という発言をされました。こうした、あとは野となれという考えである運動に、泗 水地域の住民の将来を託すわけにはいかないと考える。

また、別の反対討論として、判断材料としては、今回の署名というのが信頼性に欠ける。というのは、0歳もいるということ。原則的には、署名というものは、たとえ法の拘束力はないとしても常識的には自署署名、これが一番と考える。やむを得なく、字が書けないとか、体の不自由な方は、代筆でも認められると思うが、この署名を精査したところ44%しかない。残りの約60%は嫌だと言う、これが民意というふうに私は考えるという反対討論がありました。また他の反対討論では、新庁舎建設で立ち上げられた会であるということは、誰しも疑う余地のない事実でるが、1ヵ月足らずの間に、新庁舎建設方針変更が反対の理由ではないというのが明確に文書で示されて、この特別委員会の中でその理由は会長さんからお伺いをしたが、それを泗水の住民には説明をされていない。また、その署名の情報源としての情報が正しくない、客観性に欠けているということ。それから、要望書の記述にもある価値観、思考、行動傾向、歴史等という、そういうところが非常に論議の中心であったが、これは違って当然であるというふうに考える。これが独立の理由となり得るのか、地方自治法の7条にそぐうのか、なじむのか、ということが非常に問題である。そして、合併を進めた方が合併を進めた人に独立を求める図式であっ

て、これは市長が提案する合理的な根拠がどこかで見出せるのか、そしてそれを議 会が議決する合理的な根拠が見出せるのか、現実的ではないというふうに考える。

また、他の反対討論では、新庁舎については、用地取得の問題で特別委員会を設置し、現在の耐震に至っているというところで理解をしている。産廃問題も、解決の方向を見ている。吸収合併という声が聞こえるということに対しては、はなはだ遺憾であり、そのことについて、一人の議員としてあくまでも、対等合併であったということを伝える責任があると思う。人口比率の配分で地区の予算を配分しているから、その部分で隈府中心主義というふうに言われたのかなというふうに考えるが、市民に対して説明をしなければならないというふうに考えている。ただ、議会は6月議会で独立を望まない陳情を採択している。分立・独立の協議が議会で行われることは今後ないというふうに感じている。議会・執行部一丸となり、今後も泗水地区との協議を深め、前進するための努力を行い、未来へ向かうべきという反対討論がありました。

次に、原案に賛成の討論といたしまして、これだけの民意が上がってきた場合に、まず執行部として、しっかり調査をしてほしいというふうに考える。その思いをまず受け止めてほしいし、議会としても当然である。これだけの大きい運動を1年近く、よくする会を中心にやられてこられた。まず、これに関しては、執行部が提案したあとの話と思うので、それを取り上げる、取り上げないを、今、決めてほしくはない。やっぱり、執行部側が提案された後に中身をもっとみんなの前で議論して、本当はどうなのかというところを皆さんにわかっていただきたいという思いで賛成とするという討論でありました。

また、別の賛成討論では、参考人に聞いた中で、価値観の問題について、合併後、 1年も経たないうちに1万1,000人の署名を集めて花房台には建てないでくれ とか、また議員から新庁舎建設の凍結、また解除とか。すべて議会優先で何でもか んでもやってきて、執行部の姿勢が、全く見えないということだった。泗水をよく する会の民意を尊重したいと思う。

別の賛成討論では、泗水の立場からすると、庁舎の位置のことであるが、理不尽であるという思いを持っておられる方がとても多いと感じる。当初、この運動が起こったとき、何箇月続くのかなと思っていたが、非常に長期間の運動であったなというふうに思っている。そこで、いろんな会議の場にも出たが、皆さんがおっしゃるのは、合併のときも、今度、分かれるときも、いい案配にしてくれという人が3割、4割おられた。たかだか6,000ぐらいの署名というふうに言われる方もおられるが、それだけ私はよく集められたなと、涙の出る思いである。今回の泗水の皆さんがやられた署名は、非常にまじめな署名である。それから、やっぱり元々は庁

舎の位置のことなんだけれども、新しい庁舎をめぐっては真撃な議論が行われたというような人が多いかもしれないが、そうではないというふうに感じる。現に、何度も一般質問したが、土地改良法に基づく土地の取得というのは、市長とはちょっとちがった見解をしている。私の言うほうが正しいというふうに考える。そこのところを検証するべきと思う。自分の思いと住民の皆さんの思いが、どこかでやっぱり一致するところがあり、応援しなければといふうに考えた。立場が違うと考え方も違い、人口も5万程度のまちであり、丁寧に執行部としては対処されるべきであったというふうに思う。大が小をのむというのは、どうしてもこうなることは、理解をしているが、もう少し考えるべき点があったのではないか。市長は、結果としたら、うそを言ったことになる。泗水としては納得できるわけがない。

また別の賛成討論では、当初合併時に、住民サービスは高く、負担は軽く、とい うようなことで合併した。それが、全然守られていないと感じる。合併協議会の5 1項目の中で一番の重要案件は、名称の問題と庁舎の位置の問題だったろうという ふうに思う。位置が決まったから、合併はできたというふうに理解しているし、そ のときの当事者でもある。そのような状況を踏まえて、8年目を迎えるわけだが、 庁舎の問題は簡単にできると思う。なぜならば市長が買えばいいわけで、そのかわ りに、お金も9億円も積み立てて庁舎用地を買うということで計画を変更したとき も、条例をつくって積み立てをした。その後、よその土地には家を建てられないと いう市長答弁であったが、土地改良法でいえば、整備をするときは計画を立てなけ ればいけない。その計画を立てて地権者と協議をしながら換地処分をやっていくわ けなので、換地処分ができた時点では市は買えるはず。それをずっと引き伸ばしさ れたという思いがある。ただ、19名で署名されたから、みんなで口をそろえてや ろう、4人とだけは別にやろうというようなこの特別委員会のあり方自体にも私は 不満を持っている。そして、やはり、決めたことを守っておればこういうことはな かった。合併したときの気持ちになれば、この問題がスムーズにいくというふうに 感じている。泗水の人たちの思いをもう少ししっかり考えていただきたい。この署 名運動の民意というのは、大変重いと感じるし、そこのところをしっかり考えてこ の陳情書については賛成という討論がありました。

採決の結果、挙手少数で不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、特別委員長の報告といたします。

○議長(山瀬義也君) 以上で報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の発言を許します。 東裕人君。

[登壇]

## ○7番(東 裕人君) 陳情第4号について、討論を行います。

旧泗水町の独立を求める約8ヵ月間に及ぶ署名運動は、泗水地域を大きく二分する結果を示しました。この陳情に対する賛否は、陳情の妥当性と併せて2つに割れたどちらの民意に立つのかの判断も問われる問題だと考えています。私は、この独立を求める民意とは別の民意、署名に応じなかった、また独立に反対をしている住民の民意の側に立って陳情に反対討論を行いたいと思います。

この独立運動は、新庁舎の位置の問題が発端であることは報告でもありました。 昨年1年、新庁舎問題をめぐり、議会審議会や特別委員会で審議をし、議会の熟議 を踏まえて打ち出された庁舎整備方針、これが、けしからん、だまされた、だから 独立を、とスタートしたことははっきりしています。そして、議会も、市長も、執 行部もうそばかり、話を聞くつもりもないと議会サイド、行政サイドの説明を拒み 続けながら一方的に憎しみや対立を1年近くあおり続けてきたものであります。こ れには、同調できません。

また、独立の理由として、価値観、思考、行動傾向、歴史等の相違を挙げています。特別委員会でも、菊池とは価値観が違う、新興団地は既存の集落と違って政治意識が低いから署名が集まらなかったなどなど、価値観や思考の違いについて議員や陳情提出者から説明がありました。これは、地域社会のそもそもに関わる、一般的には通用しない議論であります。こうした言い分が通れば、もし仮に独立をしたとしても、今度は泗水の中で対立が起こり、異論が排除されてしまう。こういう議論は、当然認められません。さらに、独立できなかった後の事態について、議員は「後は知らん」と述べ、また会長は「そのとき考える」と発言されました。こうした、後は野となれという考えである運動に、泗水地域の住民の皆さんの将来を託すわけにはいかないと考えます。

以上、この陳情を採択すべきではない、独立に反対するこの理由をいくつか述べてきました。合併して8年目、今、新菊池市において旧地域をどうよくするのか、そのために何が必要か、そうした議論こそが求められており、決して清算主義的な自治体解体、独立は求められているのではない、このことを最後に強調して、反対

討論を終わります。

〇議長(山瀬義也君)次に、原案に賛成者の発言を許します。工藤圭一郎君。

「登壇]

○1番(工藤圭一郎君) 私は、署名をした議員として、泗水の町民として賛成討論を したいと思います。

まず、今回のこの署名で、数の問題がかなり議論になりました。署名が6,432人分です。先ほど委員長報告にもありましたように、未成年者、死亡者共に外した数です。この数、お話にもありました代筆も入っております。代筆は、委任行為であるというふうに私は思っておりますので認められるというふうに私は考えております。そして、この数を前回の市議会議員選挙、そのときの数と照らし合わせますと、そのときが泗水の投票率が平均で69.918%、それを7割と、70%とみまして、数で8,394人。それと、今回の6,432人という署名の数を見ましたときに、76.6%と、こういう数字が出てきます。これをしっかり見てほしいと思います。これだけの数が賛同していただいた、そういう署名なんだということを私は訴えていきたいと思います。

そして、委員長報告にもありました市長の答弁としてですね、市全体の民意ではないと、当然です。市全体の民意ではありません。これは泗水町の町民の民意でございます。その民意としてですね、しっかり執行部として調査もされずに、理解もされずに、議会に判断を委ねるというようなことはですね、あってはならないと私は思っております。やはりですね、今日のこの臨時会も独立の賛否ではなくて、議会としてこの案件を採択するのか、不採択にするのかというようなところでの賛否ですので、私は議員の皆さんにお願いしたい。どうにか採択していただきたい。そして、市長に議案としてこれを提案していただいて、その後にしっかりとした議論を進めていただきたい。このままではですね、泗水の町民の皆さんの思いがものすごく軽く見られるし、そんなつもりで署名された人々ではないということをここにはっきり言っておきまして、賛成討論としたいと思います。

〇議長(山瀬義也君) 次に、原案に反対者の発言を許します。怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○14番(怒留湯健蓉さん) 私は、陳情第4号、泗水の独立を求める要望書は反対すべきものとして討論をいたします。

約1年間、この1年間の経過を通して、その理由の主なものを述べます。 今年の1月29日に泗水をよくする会の決起集会が開かれましたが、私も赴きま していろいろ様子を聞きました。その際、いろんな情報源として趣意書とか、チラシとかをいただいたわけですけれども、その中からいくつかの問題を拾うことができます。

まず趣意書ですけれども、新庁舎建設による花房台開発への大いなる期待が述べられて、続いて首長独自の判断により一方的に庁舎建設を現在地と判断されたというような記述がございますが、これは正しくありません。いかに首長が最高の執行権者とはいえ、首長が単独でやれることは限られておりまして、ここに至るには議会への経緯の説明があって、議会上程の同意が得られ、議会で審議され、議決された結果であって、私はこのことは正しく伝えられなければならなかったと思っています。

それから、もう一つ、チラシの中にも書いてありますけれども、これは庁舎建設への不信が第一に掲げられており、時間を追って説明がされている中で、市長が新庁舎建設の凍結解除、市長が新庁舎は新築せずに改修にて対応の表明をしたと、こういう表現ですけれども、これも趣意書同様に正しいその記述ではないと思います。すべては説明・上程・同意・審議・議決のプロセスを踏んだ結論であって、市長の単独の行為としてはあり得ないことです。これも正しい情報ではなく、表現が正確さ、客観性に欠けるという点で問題であると言わなければなりません。

それから、九州産廃との密約の問題も書かれておりますけれども、例の13項目 については、県の見解も、法律家の見解も明らかにされ、その見解によれば、九州 産廃の言い出した白紙撤回には何ら妥当性が認められないというものでした。協定 書とか契約書、覚え書きなどなどを読めば、白紙撤回など言える道理はないという ことは自明のことですが、それが正しく書かれていない。我々はこの説明を受けて きておりますが、そのように書かれていないということ。それから12億円の補償 金についても、県の立地交付金や他自治体からの持ち込みに係る協力金等々、複数 の財源が確保されて、市の持ち出しはないという試算は成立するということは、議 会もたびたび説明を受けてきています。にもかかわらず、そのことがそのとおりに 説明されていないことは大きな誤解を招き、問題の解決を阻むという点で大いに問 題であろうと思われます。さらには、産廃問題、環境保全組合とは産廃問題は別枠 な話であって、そこに持ち込まれる論議的な根拠は何もないのですけれども、それ にもかかわらず産廃問題を針小棒大に、あたかもそれが理由で不信感を募らせたと いうように書かれていますけれども、むしろここで問われるべきは、産廃問題が環 境保全組合に持ち込まれたこと自体であるわけで、これは誤解を生じさせる表現と して問題であると言わなければなりません。

したがって、重要な情報源となったであろう趣意書及びチラシ等々に書かれてい

る内容が正確さを欠いているという点で見過ごせない問題であると私は判断せざる を得ないと思っています。ほかにもいろいろございますけれども。以上のような情 報が正しく伝わっていないということを心配して19名の連名で議会報告会を依頼 しましたが、それに対しては、委員長の報告にありましたように、文書にての回答 がありまして、そこには理由として、広報紙や新聞等で十分知っていると、それに ついては。泗水をよくする会は、新庁舎建設方針変更決議に反対するものではない と。泗水町の独立のみを要望する会であるというものでした。新庁舎建設問題で立 ち上げられた会であることは、議長の答弁でも明らかでありましたように、誰しも 疑う余地のない事実であるわけでしたが、そういう中で驚いた19名の議員有志は 公開質問状を出しました。5項目ありまして、その主なものは、新庁舎建設方針変 更が反対の理由でないとすると、新庁舎についてはどう思っておられるのか、1ヵ 月足らずの間になぜそうなったのか、その理由は何か、その経過はどういうことな のか。泗水をよくする会の性格が初めの理由と全く違うものになったことについて の根本的な疑問に対する答えを求めたこと。これらについて回答なしという状況が ずっと続きました。特別委員会の中で少し明らかになったわけですけれども、泗水 をよくする会の運動が新庁舎建設方針変更決議に反対するものではないというので あれば、その大義がどこにあるのか、ますますわからなくなったというのがその間 の私どもの受け止め方であったろうと思います。このような混迷した状況が続く中 で、その7ヵ月後に9月議会に泗水町の独立を求める要望書の提出がなされました。 この要望書に係る疑問点として、私は再々触れられておりますけれども、署名の提 出の時期と分析された署名の数値の問題があると思います。それから、署名に関し ては、個人情報が守られることが原則ですが、簡単な閲覧承諾と、それに続く閲覧 拒否の経緯の不明さ。それから、要望書の記述にある価値観・思考・行動傾向・歴 史等の基本的な項目においてお互いに受け入れがたい相違点とは、非常にわかりに くい。これが独立の理由になるのか。地方自治法第7条にそぐうのか、馴染むのか という根本的な疑問があります。そして、委員長の報告にありましたように、この 要望書は合併を進めた方が合併を進めた人に独立を求める図式ですね。合併を進め た市長が受理する根拠があるのか。また、市長が12月議会に提案する合理的な根 拠を見いだせるのか。議会はそれを議決する合理的な根拠はどこに求めるのか。い ずれにしても、明快な答えは見いだせません。アメとムチで合併を進めた県が、お 尻を叩いた国がそれを認めるのかというような様々な疑問が存在し、どう考えても それらの疑問を払拭することができず、現実的な対応は困難だと思われます。した がって、私は昨年11月の第5回臨時会以降の一連の動きを考えるならば、社会的 規範、公序良俗に照らして、菊池市議会の良識、良心において、この事案には反対

をいたします。

○議長(山瀬義也君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 森清孝君。

「登壇]

**〇9番(森 清孝君)** おはようございます。私は賛成の立場から討論をしたいと思います。

この委員会につきましては、先ほど委員長から大変丁寧な報告があったと、この ように思います。委員長に対しましては、心からお礼を申し上げたい。この委員会 の肝はどこにあるかといいますと、残念ながら私出席しませんでしたけれども、第 3回の参考人質疑、これに尽きると、このように私は思います。欠席しましたもん ですからテープを聞いて確認をいたしました。2時間40分にわたる質疑でござい ましたけれども、私が感じたところを申し上げますと、非常に誠実な会長の答弁で ございましたし、運動自体の誠実さを物語るような答弁であったと、このように思 います。この陳情書は、ある意味では議会に対する質問状といいますか、突きつけ られた議会のあり方について、突きつけられた一つの大きな問いであったと、この ように思います。今もどなたか申されましたけれども、本質をざっくり言いますと、 市長の立場、議会の立場とあるわけでありますけれども、私は常々地方議会におき ましては議会の立場としては、やや野党的なスタンスで市長のやり方をチェックす ると、こういう立場に立つべきだとかねがね思っております。この問題の発端とな りました新庁舎の位置に関しましては、何度も今まで一般質問等でやってまいりま したように、泗水の立場としましてはあそこに庁舎ができるならば合併しよう、こ ういう立場であったと思います。菊池の立場は、合併するなら、それをお受けする ことも仕方がないというような立場であったというふうに聞いております。しかし ながら、皆さん方のお話を聞いておりますと、本音としては、それはだめであると いうのが旧菊池の議員の方々の大方の本音であったろうと、このように思います。 合併当時は58名の議員がおられまして、協定書ができたわけであります。私たち は協定書より先に遡ることはできません。協定書を何度も確認し、紳士協定といわ れますけれども、やっぱりそれは守らにゃいかんと、このように考えるものであり ます。それが議会構成が変わりまして、現在23名になっております。人口比から 考えましても、旧菊池市の議員が一番多いことは、これは自明のことであります。 そういう中で、これが民意であると、現状の民意であるというふうに菊池市の方か ら言われますと、これは価値観が違うなと思うのは当然であります。58名でやっ た紳士協定は何であったのかと。だから私は、途中におきまして、変えるなら変え るなりの正当な議論を踏んで、変えなくてはならんのじゃないですかということを

何度か申し上げてきました。その一つのチャンスが、後期5ヵ年計画をつくるときでございました。後期5ヵ年計画は平成23年の春だったと思いますけれども、そこにおきましては、やっぱり花房台に土地を求めて建設するというような意味のことが書いてございまして、本当にこれでよろしいかというようなことを委員会で質問した覚えがありますけれども、本会議において、これも全会一致で議決されたものであります。全会一致で合併反対が議決されたというふうにおっしゃる方もおられますけれども、それについての答えを言うならば、今私が申し上げました後期5ヵ年計画も全会一致で議決されましたと、このようなことであります。

どなたもおっしゃいましたので何度も繰り返しはしませんけれども、もう少し議会とするならば、市長が花房台には無理であると言われた経過、結果について、ちゃんとした検証をすべきであったと、このように思います。市長は、私は一生懸命やったと言われるけれども、その一生懸命さが泗水の住民に伝わらないわけであります。本当に一生懸命やられたのか、本当にあそこにはできなかったのか。このことが納得できないから運動が起こったと、このように思います。特例債の使い勝手がよくなったというようなご意見もありますけれども、特例債の使い勝手と言いますものは場所を選ぶわけではございません。どこに建てても特例債の使い勝手はよくなったわけであります。

そこで、一番やっぱりこの件の骨は、骨格は時間が足らないというふうに市長がおっしゃったと、そのことであります。時間切れで特例債が使えませんから場所を変えますと。煎じ詰めればそこになるわけでありますが、そこの検証は議会で本当に詳しくやった覚えはございません。市長がおっしゃるからということで、それいけどんどんで進んできたと、このように思いますので、泗水の住民が腹を立てられるのも無理からぬことであると、このように思います。

あと一つ、署名簿のことでございますが、工藤議員のほうからもありましたように、私は特別委員会でも申し上げましたように、いろいろ難癖をつければいくつもあると思いますけれども、住民運動のあり方としましては、誠に誠実で、一生懸命やられた署名運動であると、このように思います。代筆がどうのこうのとおっしゃるけれども、その多くが家族のことでございまして、見知らぬ人の名前を書いたということはほとんどないと、このように聞いております。ハンコを押すということも、非常に住民にとっては重い負担がかかる事柄であろうと思いますけれども、そこまでして一生懸命やられたと。このことについては、非常に重い署名であると。この二つをもちまして、できるならば議員各位におかれましては、この署名の重さを感じられ、採択していただきたいと、このようにお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

〇議長(山瀬義也君)次に、原案に反対者の発言を許します。中原繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) 私は、今の賛成討論を聞いて驚きました。署名は前回の選挙の投票率をもって算出したと。片や0歳から、いわゆる未成年者、96名おられた。その他、代筆者がどうのこうので千何百人おられた。それからすると60%と。今の日本はですね、選挙権は二十歳からなんですよ。未成年者も今、有効だと言われる。この辺は私はどうも理解できません。皆さん、どうお思いですか。

それでは、陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書について、反対の立場で討論をいたします。

まず、提出された約6,800名からなる署名簿について、執行部の精査及び分析の結果、今言う0歳から5歳まで20名、つまり未成年者19歳以下、全体で96名であります。先ほど、東英俊委員長の報告の中にもありましたように、10年前に死亡されている方や市外の方々、代筆者等、約1,200名、これら差し引けば全体の約44%、極めて低いと思います。

また、独立の姿をどのように描いておられるのかお尋ねをいたしましても、明確 な説明はありませんでした。

よって、署名簿そのものが極めて信頼性に乏しく、その他手続き等々についても、 曖昧であります。

以上のような理由から、私は反対であります。 以上です。

〇議長(山瀬義也君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。森隆博君。

「登壇]

**○20番(森 隆博君)** おはようございます。特別委員長におかれましては、丁寧に 委員会の報告いただきましてありがとうございます。

私は、陳情第4号、泗水町の独立を求める要望についての提案に対しましては賛成の立場で討論をいたします。

今、問題になっております署名の取り上げ方でありますけれども、理由としまして、泗水町市民の願いを込めた署名、捺印、これは本当に意味のある要望書でありまして、これを正式官である選管あたりが精査・検証するのがこれは道理であります。それを所管外といいますか、企画課のほうで個人情報を含んだ要望書の署名捺印のほうを検証されておるということについて、まず問題があると。その点についてでありますが、やはり個人情報の精査結果を特別委員会に取り上げ、審議また採

決というような、私はこれは不道理で理解できないわけであります。陳情第4号は、 議会への要望内容等を特別委員会が審議する場合、やはり法に沿ったことで取り上 げてやっていただきたいと。やはりこれは本当にこう個人情報というのは、今、本 当に大きな問題のあるものでありまして、所管外で精査し、その推移を採決すると いうような形にもっていくことは法的問題としまして、これは私自身でありますが、 大いに懸念される事項ではなかろうかと。法律上、自治法上、個人情報の取り扱い の観点で特別委員会の設置を指示を行い、これに対しての責任といいますか、これ に対しましても、やはり議会の、また議長の責任、そしてまた議会報告を行うこと もありますが、また福村市長が全体区長会の中において、この個人情報の結果を本 当に報告されてもおります。本当に適切な行為であったのかというふうに疑問を持 ちます。やはりこういった署名につきましては、法に則った中でピシャッとした判 断をもって取り扱いをやっていかなければ、やはり議会への暴走行為というふうに も見られる点もあろうと思いますので、私はもう少し審議をやりながらやはりその 泗水町の市民の皆さん方の民意というのをもう少し取り上げていただき、結果を出 すべきであると。中身については、本当にこうある心のこもった要望でありますの で、議員の皆様方の賛同をいただき、この陳情第4号を採択していただきたいとい うふうにお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長(山瀬義也君) 次に、原案に反対者の発言を許します。 泉田栄一朗君。

「登壇〕

**○8番(泉田栄一朗君)** こんにちは。陳情第4号について、反対の討論をさせていた だきます。

先ほどから署名簿の信憑性についてるる賛成、反対の意見を言われておりますけれども、私はこの署名については信憑性に欠けるのではないかと思っております。 先ほど委員長からもるる説明がございました。その中で、署名をされるときのことでございますが、その地域で署名活動をされているお話を聞きますと、独自の資料を持って、そこの地域に説明をされておられる姿も、私も見ております。ただ、その資料が本当に行政の側と独自でつくられた資料が整合性のあるものか、自分たちの考えの書類を持ってお話をされながら署名をされているということ。私は、そこに少し疑問があります。

また、区長さんや議員の方が一緒に回っておられる、そのことも聞いております。 やっぱりそういう役職を持った方が署名簿を書いていただきたいと言われれば、な かなか自分の本意で断りができない方もたくさんおられるんじゃないかと思いま す。私は、そういう点で、お互いの意見を聞きながら、賛成の方、反対の方、そう いう意見を聞きながら、よくする会の方々が一軒一軒回られることが本筋だと考えております。

また、例を挙げますと、以前合併前に合志市と泗水町は合併をしようと考えを持っておられました。その中では私の知り合いも署名を持って回られた経緯を知っております。その中で、代理署名は認められないというようなことも伺っておりました。それだけ署名の重みがあるのではないかと思っております。

そういう意味で、それぞれの思いの署名があると思いますけれども、私は、もし 私がその署名を提出するならば、その賛成と反対の意見を聞きながら、中身をしっ かりと精査して提出をしたいと、そういう考えでおります。

また、特別委員会も松岡会長のご意見を聞かせていただきました。その中で庁舎問題は条件闘争ではないと、独立だけを求めていると言われました。また、副会長は、地域審議会は花房で庁舎建設をすると、この旗を下ろす気はないということを言われました。その中で、議会は耐震化リフォームを議決し、進めているわけでございますけれども、その点について、どうしても私はその整合性に欠けるのではないかと思っております。

そういう点で、私はこの陳情第4号について反対討論とさせていただきます。 以上でございます。

○議長(山瀬義也君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 北田彰君。

「登壇〕

**〇23番(北田 彰君)** 陳情第4号について、賛成の討論を行いたいと思います。

賛成の理由としましては、市長は第4回の委員会の終了後に、全市的な立場で判断すると、庁内で協議して結論を出すとのことを新聞社に言われておりました。市長が提案もしていないのに、議会がですね、先に判断するということは、市長の、首長の執行権の侵害にあたるんじゃないかというふうに思っております。

また、署名の信憑性について委員会で論議されましたが、信憑性については、先ほども出ておりましたけれども、はっきり問いたいならですね、やっぱり住民投票を行うべきじゃなかろうかというふうに思います。混乱が起こることや市を二分するというふうなことで「臭いものには蓋せろ」ということではですね、このような考えじゃないかというふうに思います。なおさら、そしてそういうことであれば、なおさらこの問題が深く収拾されない方向に向かうんじゃないかというふうに思います。混乱が起きるということであろうと思います。これだけ大きな問題に対しまして要望者の意見だけ聞いてですね、じゃなくて、住民の方に、住民投票を問うということこそが、住民主義、民主主義ではないかと思うところであります。

ある議員は、泗水をよくする会に公開質問状を出したと。その答えがないということを自分のチラシに書いておられました。住民に対して公開質問状を出すというのは、議会のほうが異常ではないだろうかと、私は思っております。今一度、議会が冷静になっていただいて、まずは市長の考えを聞いていただき、その上で議会が判断するということが有為ではないかと思っております。

以上の理由により、ここに2名の陳情者の陳情を可決しているわけでありますけれども、今回は6,800名の陳情を可決すべきだろうと思います。それこそ中立・公平な議会のあるべき姿じゃないだろうかと思います。

以上のようなことから、ぜひこの陳情を採択していただいて、泗水の住民の方の独立の要望に応えていただいて、そしてどんどん泗水に来ていただいてですね、皆さんが宣伝していただいて、やっぱり泗水の人たちの言うことはわかるどというふうなことを言っていただいて、独立ができるように、この陳情に沿うようにお願いして、賛成討論といたします。

○議長(山瀬義也君) ほかに討論はありませんか。

樋口正博君。

「登壇]

**〇11番(樋口正博君)** 陳情第4号に対して、反対討論をさせていただきます。

冒頭に委員長から詳しい詳細が示されました。本当にありがたいことだと思っております。また、本日お見えですが、松岡会長にも参考人としていろんなお話を聞けたことも、議員の一人として感謝をしております。

ただその中で、先ほど話がありましたが、泗水町民という表現がかなり出てまいりました。ただし、我々は合併後、この23人は新菊池市の議員として、この全体から選ばれた議員であるということを私はまず考えております。今回の陳情について、署名については、私自身は重たく受け止めております。執行部もその考えは変わらないと思います。しかしながら、私は先ほど出た住民投票の件に関しても、本来であれば旧泗水町でやってほしいという話がありましたが、それは法律上できないと。また、全市にまたがる住民投票を行うことは、せっかく合併後8年目を迎える現在に至って、多くの市民を混乱に巻き込むことになる。その意味で、反対であります。

なれば、この先はどうするか。それは、私は今回出た課題に対して執行部、議会 一丸となって耳を傾けながら、その解決に全力を注ぎ、せっかく合併をしたこの新 菊池市、オール菊池の体制を取って前に進んでいくべきだというふうに考えており ます。

以上のような理由により、今回の陳情には反対とさせていただきます。

○議長(山瀬義也君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。本陳情に対する委員長の報告は 不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。陳情第4号、泗水町の独立を求める要望については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

#### 「賛成者起立〕

○議長(山瀬義也君) 起立少数です。よって、陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件はすべて 議了しました。

これをもちまして、平成24年第1回菊池市議会臨時会を閉会します。 全員起立をお願いします。

(全員起立)

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 東 裕 人

菊池市議会議員 泉 田 栄一朗

# 付 録

# 平成24年第1回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(11月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
陳情第4号	泗水町の独立を求める要望書	不採択